

福岡県リサイクル施設整備費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県リサイクル施設整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年規則第5号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、循環型社会の形成に寄与する効果が大きいと認められる産業廃棄物のリサイクル施設の整備（施設の敷地となる土地の取得、賃借、造成及び補償を除く。）に要する経費の一部を補助することにより、当該事業の円滑な実施を支援し、もってリサイクル産業の振興を通じて循環型社会の形成を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第3条 知事は、次の各号のいずれにも該当する者のうち、必要かつ適当と認める者（以下「補助事業者」という。）に対して予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

- (1) 県内に事業所を置く事業者若しくは県内に事業所を設置しようとする事業者（複数の事業者が共同で実施する場合を含む。）又は県内に事業所を置く事業者で構成された協同組合等法人格を有する団体であること。
- (2) 県内で補助対象となる施設を整備し、その施設を用いてリサイクル事業を行おうとする者であること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号イからへまでの各規定に該当しないこと。
- (4) 県税を滞納するなど法令に抵触し、助成が適当でないと認められる事業者ではないこと。
- (5) 事業を安定かつ継続して実施できる見通しがあること。

(補助事業)

第4条 この補助金の交付の対象となる施設の整備（以下「補助事業」という。）は、産業廃棄物をリサイクルするための施設（発生抑制のみを目的とするものを除く。）の新設又は改造とし、次に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 施設の中核的技術やリサイクルシステム等において先導性を有し、他のモデルとなるものであること。
- (2) 産業廃棄物のリサイクル、減量化の効果が高く、県内への波及効果が見込めるものであること。
- (3) 目的を同じにする他の補助制度の対象でないこと。
- (4) リサイクル事業に伴い発生する環境負荷について、その低減のための十分な配慮がなされていること。
- (5) 焼却施設等廃棄物の処理、処分を主たる目的とするものでないこと。
- (6) 施設の整備完了後、速やかに事業化できるものであること。

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の区分、補助対象経費の内容、補助率及び補助金の上限額は、別表1のとおりとする。

(計画書の提出)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、様式第1号による事業計画書及び知事が必要と認める書類を別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の内定)

第7条 知事は、前条の規定に基づく事業計画書が提出されたときは、当該事業計画書を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金を交付しようとする当該事業計画及び交付しようとする額を内定し、通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において必要があるときは、当該事業計画に係る事項につき修正を加えて補助金の内定をすることができる。

3 知事は、第1項の内定をするに当たっては、別に定める審査委員会の意見を聴くものとする。

4 審査委員会は、必要に応じて事業計画書に係る調査を行い、当該計画書を提出した者に説明を求めることができる。

(事業計画書の取下げ)

第8条 事業計画書の提出者は、前条の規定による内定を受けた場合において、その内容に不服があるときには、知事が定める期日までに事業計画書の取下げをすることができる。

2 前項の規定による事業計画書の取下げがあったときは、当該事業計画に係る補助金の交付の内定は、なかったものとみなす。

(補助金の交付申請)

第9条 第7条の規定による補助金の交付の内定を受けた事業者は、様式第2号による補助金交付申請書に知事が定める書類を添え、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第10条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、

適当と認めたときは、交付決定を行い、様式第 3 号による補助金交付決定通知書を補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、前条第 2 項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うものとする。

3 知事は、第 1 項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第 11 条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から 15 日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更の承認)

第 12 条 補助事業者は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ様式第 4 号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の 20% 以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(契約等)

第 13 条 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、事前に知事の承認を得て、実施に関する契約を締結し、知事に報告しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第 14 条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第 5 号による中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第 15 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第 6 号による事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第 16 条 補助事業者は、11 月 30 日現在における補助事業の遂行状況について、翌月の 20 日までに様式第 7 号による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

2 前項に定めるほか、知事は必要と認めるときは、補助事業者から補助事業の遂行状況について報告を求め、又は補助金の使用状況を調査することができる。

(実績報告)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了(補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その完了した日から20日以内又は補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、様式第8号による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第18条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第12条に基づく承認をした場合には、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9号による補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令がなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第19条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、様式10号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の概算払請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、概算払をすることができる。

(交付決定の取消し等)

第20条 知事は、第14条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第10条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなった場合又は補助事業者の責に帰すべきではない事情により補助事業の遂行ができない場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号の場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 4 第2項の補助金の返還については、第18条第3項の規定を準用する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第21条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第11号による報告書により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の消費税等仕入控除税額の返還については、第18条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第22条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第12号による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。
 - 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときには、第17条に定める報告書に様式第12号による取得財産等管理台帳を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第23条 取得財産等のうち、交付規則第20条の規定に基づき処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品その他の財産とする。
- 2 交付規則第20条に定める財産の処分を制限する期間は、令和4年度以前の予算に係る補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、昭和53年通商産業省告示第360号（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間）に規定する期間とし、令和5年度からの予算に係る補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、令和5年4月26日経済産業省告示第64号（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分を制限する期間）に規定する期間とする。
 - 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、様式第13号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産等の処分が次の各号の一に該当する処分であるときは、様式第14号による財産処分報告書により知事に報告するものとし、当該報告書が所定の要件を具備していると認められるときは、当該報告書の提出をもって知事の承認があったものとみなす。
 - (1) 災害又は火災により使用できなくなった施設の取壊し又は廃棄

(2) 立地上又は構造上危険な状態にある施設の取壊し又は廃棄

4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させるものとする。ただし、当該取得財産等の処分が次の各号の一に該当する処分であるときは、納付を要しない。

(1) 災害又は火災により使用できなくなった施設の取壊し又は廃棄

(2) 立地上又は構造上危険な状態にある施設の取壊し又は廃棄

(3) 補助事業者の責めに帰さない事情によりやむを得ず行う取壊し又は廃棄（相当の補償を得ている場合を除く。）

5 前項に規定する取得財産等の処分に係る納付額は、別に定める場合を除き、処分する部分の残存価額に対する補助金相当額とする。この場合において、適正な対価でなされる有償による処分については、処分する部分の残存価額に対する補助金相当額を上限とし、当該部分の処分により発生する収益のうちの補助金相当額とする。

（補助事業の経理等）

第24条 補助事業者は、補助事業に係る経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときはいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（経過報告）

第25条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間は、毎会計年度終了後30日以内に、当該補助事業に係る過去1年間の産業廃棄物のリサイクル等の状況を記載した様式第15号による事業経過報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、必要に応じて、補助事業者に当該事業経過報告書に係る資料の提出を求め、現地調査をすることができる。

3 補助事業者は、第1項に定める報告書に係る証拠書類を、当該報告に係る会計年度終了後3年間保存しなければならない。

（書類の提出部数）

第26条 この要綱の規定に基づき知事に提出する書類は、正本1部、副本1部とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第27条 この要綱の規定により補助事業者（補助金の交付の申請をしようとする者を含む。）が行う申請その他の手続等については、福岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年福岡県条例第12号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第28条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月13日から施行し、平成20年度から令和11年度までの補助金について適用する。

附 則（平成22年2月17日改正）

この要綱は、平成22年2月17日から施行する。

附 則（平成22年3月19日改正）

この要綱は、平成22年3月19日から施行する。

附 則（平成25年4月1日改正）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日改正）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日改正）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日改正）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月28日改正）

この要綱は、令和2年12月28日から施行し、改正後の福岡県リサイクル施設整備費補助金交付要綱の規定は、令和2年度の補助金から適用する。

附 則（令和4年2月1日改正）

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則（令和7年2月28日改正）

この要綱は、令和7年2月28日から施行し、改正後の福岡県リサイクル施設整備費補助金交付要綱の規定は、令和7年度の補助金から適用する。

別表 1 (第 5 条関係)

補助対象経費の区分	補助対象経費の内容	補助率	補助金の上限額
① 本工事費	施設の設置に必要な直接経費、請負工事に要する経費	1 / 3 以内	補助金額 3,000 万円 を限度
② 付帯工事費	施設整備の付帯工事のうち、敷地外周の門、囲障等の整備及び工事に必要な最小限度のもので知事に協議し承認を得たもの		
③ 機械器具費	機械装置若しくは工具器具の購入、据付け、又は改造に要する経費		
④ その他の経費	工事に必要な最小限度のもので知事に協議し承認を得たもの		